

# 時事新報

第三千百九十八號

卷之三

日出午前六時三十分  
入午後四時二十七分  
月出午前三時五十分  
入午後三時三十七分

時事新報は毎号八面乃至十二面にして詳細の商況物  
價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し  
一枚二錢(一箇月前金五十錢三箇月前金一圓五十錢)大面積的金三  
圓(一箇年前金一百圓前金一百圓十箇月休  
○時事新報社ヨリ直送ニ御便スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ  
郵便料ヲ申受け

本社へ寄稿に付  
を始め各府縣に通信  
により各社同一の記事  
報社は社員並に通信

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を製造するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯箇の上に通信を依頼せど雖も世間性々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事を信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

聞く所に據れば政府は鐵道買上の事を議し其大要は新に鐵道公債何千萬圓を發行して資金を募集し國中既成未成の鐵道を買ふて政府の一手に所有せんとするの計畫なりと云ふ國の鐵道を官有にする私有にするとの利害得失に就ては隨分議論もあるが如れども其議論は始く擱ち我國今日の事態に於ては商賣上より論するも國防上より論するも又目下の金融救済法より視るも政府の力を以て處分するの外に妙案なきものゝ如し全國既成の鐵路千餘哩に達したりと云ふも畢竟するに先年來の會社熱に乗じて僅に成りたるものにして此千哩の鐵道は未だ以て我商賣社會の交通を満足するに足らざるのみか目下の民力にては更に之を延長し又新設するの見込あらざれば國家永遠の大計に於て商賣上の便利を謀れば一日も捨置く可き事柄に非ず又鐵道の軍事國防に必要あるは今更云ふまでもあき所なるに今日のまゝにして顧る者なきに於ては内國の軍備に不安心ある尙ほ其上に國防の點より見てます／＼安からざるものある可し例へば山陽鐵道の如き馬闌に達して始めて軍國の用を爲す可きに今は會社の資力足らざるが爲めに半途の尾ノ道に中止の姿を爲して西に進むを得ず明日にも東洋問題の本局たる朝鮮支那の邊に事を生じて之に應ずるの急要もあらんに内國の交通は尾ノ道限りと云ふ不安も亦甚だしからずや又前に云へる會社流行の熱は國人をして自分不相應の事を企てしめ漫に鐵道株の募集に應じたりと雖も固より資力外の事なれば其株券の大半は借用金の抵當に使用せられたる幾種の手を經て其落付く處は大小の銀行より外ならず株主は種々無量の金策に奔走して銀行に負債の利子を拂ひ又

第三千百九十八號 明治廿四年十一月廿八日土曜  
舊曆辛卯十月廿七日（戊午）  
日出午前六時三十分 入午後四時二十七分  
月入午前三時五分 出午後二時三十七分  
満潮午後三時五分 潮落午後二時二十九分

一方には會社に向て拂込みの義務と果さんとされど鐵道の性質として開業勿々より配分利益の厚きものふらざれば得る所の配分利は以て負債の利子に足らず済んや拂込の手當に於てをや逆も叶はぬとして株券が貯放さんとすれども市場の價は始終不景氣にして元全を償ふに足らず進ひも退くも唯不足のみにして詰る處の大部分は銀行の負擔に歸して其計算上に利する所を以ては不義理と知りあがらも銀行に向て利子も拂はず元金も返さず抵當流れにして逃るの外に手段ある可らず故に今日の有様にして唯成行に任するときは全國鐵道株券の立消と爲るふともあらば市價は逆に激して其沙汰の立消と爲るふともあらば市價は逆に激して非常の下落を致し左あきだに既にに衰弱したる銀行は此劇變の爲めに一舉して產を破るもの多かる可し財政の紊亂あれより大あるはあし抑も數年來金利低落の爲め自然に會社熱を催ほし其餘波遂に今日に至りて株券の持餘し銀行の困難と爲りし其原因を尋ねば自から責任の地に立つ者もある可しと雖も既往は論して益あらず我輩は唯目下の急を救はんが爲めに其發議者の誰かれを問はずして買上論に賛成の意を表する者あり一度び買上と決する上は諸鐵道株の價と拂込高の以下に之を下るふとなく株主の力に餘るものは之を賣却して多年の苦界を脱し之を抵當に取りたる銀行も計算を整理するに其方法を得べし之を要するに久しく鐵道に吸收せられたる資本を引戻して舊時の商業社會に歸參せしむるの姿あれば自から商況の不景氣を回復するの端緒となりと云へば啻に消極的に財政の急を救ふのみあらず進んで新に利を興すの用意もあるふとなるが故に凡そ世上に地理の思想あらん人にして之に異議を容るるものにして其演説の通りなれば我輩は悦んで之に同意するものあり但しよく買上の實際に至りては第一その價の標準は如何す可さや、單に拂込の高と定まるも例へば山陽九州株の如きは少しく市價の上に上ののみにして至極の都合あれども關西株をも拂込と云ふときは餘り寛大に過ぎ日本鐵道株は拂込にて大に迷惑ありと云ふなどあらん第二色々協議の上にて株の價は至當の處に定まりたりとして悉皆これを買上けて純然たる官有にするか又は株主の中に賣るふとを好まざるものには其儘に差置き官民合同の所有にするか鐵道の買上は素より政府の好事にあらず之を民力に任して能はざるが故に官有に歸せんと云ふまでのふとを好まざるもの民間の有力者が實に資金を投して事を成す可しと約束する者は官民合同は仮設と民間の一社又一個人向ても其所有を許すふと本章なれ凡そ是等の問題に就ては追々世論の進むに從て鄙見の在る所を開陳する。

し又一説に帝國議會にては議員中に今回の買上案に反対する者ある可しと云ふ者あれども我輩は之を信せず苟も日本國の商賣軍事理財の實利益を知る者あらば今の鐵道會社を今までに差置き是れにて満足ありとの立言は難かる可し若しも斯る不思議の議論もあらば其議論は鐵道買上の利害にはあらずして單に政論の利害の爲めに鐵道買上の事を借用し以て一時の議論の種にするものより外あらず政黨の合併病として隨分見る可き症狀あれども鐵道は日本の國家事業にして政論の争は唯政黨員の私事のみ政黨一時の争論の爲めに國家事務の運命を左右して經濟社會の紊乱を致さんとするが如き沙汰の限りと云ふ可し我輩は國會議員の智徳を尚ほ之よりか高きものと認め之に依頼して斯る空論は議場に現はるしゐどなきを信ずる者あり

○朕都區長府縣參事官典誠鑒祝特別任用ノ件ヲ裁可シ  
茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十四年十一月二十六日

内閣總理大臣伯爵松方正義

内務大臣子爵品川彌二郎

**勅令第二百三十七號**  
第一條 明治二十三年二月勅令第九號第一條ニ依、郡區長ニ任用スル判  
任官ハ現ニ五級以上ノ遞給ヲ受タル者ニ限ス。  
**第二條** 明治二十三年十月勅令第二百二十七號第一條ニ依リ府縣營業事官

**○** 遷居調査二任用スル即任官ハ現ニ三四級以上ノ俸祿ヲ受タル者ニ限ル  
第三條 明治二十四年四月令第三十七號第一條ニ依リ監察署長ニ補ス  
一キ半額ニ任用スル即任官ハ現ニ三四級以上ノ俸祿ヲ受タル者ニ限ル  
**○** 遷信省告示第二百六十六號

右ハ明治二十一年五月十三日信州追分原ニ於チ盃難ニ  
罹リタル處當時渡ノ旨今般届出候條所在發見ノモノ

○遞信省告示第二百六十七號  
明治二十四年十一月二十七日  
遞信大臣伯爵後藤象二郎  
八本省三届出ツヘシ

來十二月一日ヨリ陸中國南閑伊郡大槌郵便局ヲ大槌郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ヘシム  
明治二十四年十一月二十七日

選信大臣伯爵後藤象二郎

# 海上衝突豫防法

**同院へ提出せたり**

本通航し得べき水路に於ける運船に適用す  
は帆船で看做し雖も帆を以てする運船と  
さるとの別なく汽船等と看做すべし

本法中汽船とは凡て機械の作用に因て運動する船舶を  
謂ふ  
本法中船舶航行中とは碇泊若くは繫留又は坐礁膠沙に  
あらざる場合を謂ふ

**本法中船燈に關して見得とは**晴天の暗夜に於て認め得るを謂ふ。

**第二條** 汽船は航行中に必ず左の燈を掲ぐべし  
**第一** 前橋若くは其前面に於て又は前檣と具へざる

さき日本船の前方に於て船體上二十尺より低から  
り低からざる船幅二十尺を越ゆるときは其船幅よ  
ども船體上四十尺以上の所に掲くるを要せず此燈

は常に不同な光を發して錦盤の二十點間を照す  
へく製造し其射光を左右舷外へ十點間つゝ即ち船  
の正首より各舷正横後の二點迄及ふべき様装置し

卷之三